

立体商標「ベッド」拒絶審決取消請求事件：知財高裁平成 30(行ケ)10060・平成 30 年 11 月 28 日（4 部）判決＜請求棄却＞

## 【キーワード】

立体商標と指定商品との関係，商標法 3 条 1 項 3 号（商品の用途，形状等），同法 3 条 2 項（使用による識別力），立体商標の意義（範囲）

## 【事案の概要】

### 1 特許庁における手続の経緯等

(1) 原告（パラマウントベッド株式会社）は，平成 27 年 3 月 31 日，第 20 類「介護用マットレス，介護用ベッド，介護用マットレス付きベッド」を指定商品とする立体商標の登録出願（商願 2015-29155。以下「本願」という。）をし，同年 9 月 9 日付け手続補正書（甲 28）により，商標登録を受けようとする商標を別紙 1 記載のとおり構成からなる立体商標に補正した（以下，この補正後の立体商標を「本願商標」という。）。

(2) 原告は，平成 28 年 5 月 13 日付けの拒絶査定（甲 39）を受けたため，平成 28 年 8 月 19 日，拒絶査定不服審判を請求した。

特許庁は，上記請求を不服 2016-12541 号事件として審理し，平成 30 年 3 月 22 日，「本件審判の請求は，成り立たない。」との審決（以下「本件審決」という。）をし，その謄本は，同年 4 月 6 日，原告に送達された。

(3) 原告は，平成 30 年 5 月 2 日，本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。

### 2 本件審決の理由の要旨

本件審決の理由は，別紙審決書（写し）のとおりである。

その要旨は，本願商標は，以下のとおり，商標法 3 条 1 項 3 号に該当し，かつ，商標法 3 条 2 項に該当するものではないから，登録することができないというものである。

#### (1) 商標法 3 条 1 項 3 号該当性について

本願商標は，別紙 1 記載のとおり，ヘッドボード，フットボード及び上体側が斜めに持ち上がった土台から構成されるベッドフレームに，マットレスを組み合わせた立体的形状からなるものであり，本願の指定商品中，「介護用マットレス付きベッド」というべきものである。

本願商標に表された商品の形状は，当該商品が，その機能を有するものであること及びその機能を発揮させるための当該商品の使用の方法を示すために一般的に採用し得る形状にすぎず，これを見た需要者をして，その機能，使用の方法から予測し難いような特異な形状や特別な印象を受ける装飾的形状等を備えているものとはいえない。

そうすると，本願商標をその指定商品に使用しても，当該形状が商品の出所識別標識としての機能を果たし得ないものというのが相当であるから，本願商

標は、商品の形状、使用の方法及び用途を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなるものといわざるを得ない。

したがって、本願商標は、商標法3条1項3号に該当する。

## (2) 商標法3条2項該当性について

請求人（原告）が本願商標の使用の事実を示すものとして提出した証拠に掲載された商標は、別紙2記載のとおり、マットレスのないベッド（A商標）、人が横たわっている、マットレス、枕及び掛け布団付きのベッド（B商標）、マットレスがなく土台部分が水平なベッド（C商標）、マットレス、枕及び掛け布団が付いているベッド（D商標）、側面から見た人（又はイラストで表した人）が横たわっているマットレス付きのベッド（E商標）、マットレスの足元側にカバーを付けたベッド（F商標）であり、これらの原告の使用に係る商標は、いずれも、本願商標と同一とはいえない。そして、原告が本願商標を使用した商品の販売活動及び広告宣伝活動を行っていたことを証明する証拠もない。

したがって、本願商標は、使用をされた結果、その使用に係る商品（「介護用マットレス付きベッド」）について、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができるものであるとはいえず、その他の指定商品（「介護用マットレス、介護用ベッド」）についてはなおさら、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができるものとはいえないから、商標法3条2項に該当しない。

## 3 取消事由

本願商標の商標法3条2項該当性の判断の誤り

### 【判 断】

#### 1 取消事由（商標法3条2項該当性の判断の誤り）について

##### (1) 本願商標及びその使用商品について

ア 本願商標は、別紙1記載のとおり、ヘッドボード、フットボード、底板（ボトム）及び土台からなるベッドの上にマットレスが設置された、マットレス付きベッドの立体的形状である。

そして、本願商標においては、①ベッドの土台は、頭側を上にして傾斜し、②ベッドの底板は、頭側を上にして足側にかけて全体としてS字状に屈曲し、背部が立ち上がり、腰部から足部にかけての中間の膝部が起伏し、かつ、頭側の端部がヘッドボードの上端部の右方に近接して位置し、③マットレスは、底板の上記形状に合わせて全体としてS字状に屈曲し、④ヘッドボード及びフットボードの上部左右には穴が設けられ、土台の枠体及びフットボードの一部に木目調の模様がある。

イ(ア) 原告の総合カタログ（「在宅介護向け福祉用具カタログ 201

5」。甲1）中の「介護用ベッド」のカタログには、「楽匠Zシリーズ」の商品が掲載されている。

甲1の3枚目には、「背と膝とベッドの傾斜を組み合わせた[新・背あげ機構]ラクリアモーション」の見出しの下に、マットレス付きベッドの上に仰向けになった人を被写体とする5枚の連続写真(①ないし⑤の各写真)及び各写真に対応したベッドの使用方法に関する説明文が掲載されている。①の写真には「身体がずれないように、まず膝をあげてから上体を起こしはじめます。」、②の写真には「少し上体を起こしてから、ベッドが傾きはじめます。」、③の写真には「ベッドが10°傾くと傾斜がとまり、さらに上体を起こします。」、④の写真には「上体を起こしながら、膝をさげて圧迫感を軽減します。」、⑤の写真には「骨盤の立った安定した姿勢で起きあがります。」との説明が付されている。このうち、④の写真のベッドの側面形状は、別紙1の本願商標を表した中央の写真よりも、底板の頭側の端部がヘッドボードの上端部よりやや低い位置にあるが、それ以外の形状は、上記中央の写真とほぼ同一の形状であることが認められる。

また、甲1の4枚目には、「ラクリアモーションによる背上げ(3モーションのラクリアモーションとストレッチスリムマットレスを使用)」の見出しの下に、マットレス付きベッドの上に仰向けになった人の図を被写体とする4枚の連続写真及び各写真に対応したベッドの使用方法に関する説明文が掲載されている。これらの写真のうち、「03:ベッドが10°傾くと傾斜がとまり、さらに上体を起こします。」との説明が付された写真のベッドの側面形状は、上記④の写真の側面形状とほぼ同一であることが認められる。

さらに、甲1の5枚目には、3枚目及び4枚目の上記各写真と同じベッドの写真が6枚掲載されており、これらの写真から、上記ベッドは、ヘッドボード及びフットボードの上部左右に穴が設けられ、土台の枠体及びフットボードの一部に木目調の模様があることが認められる。

一方で、甲1には、別紙1の下部の写真と同様の構図(斜視図)の写真は掲載されていないが、甲1掲載のマットレス付きベッドの上記各写真から、当該マットレス付きベッドの斜視図の形状は、別紙1の下部の写真と同様の形状であることを推察できる。

以上を総合すると、甲1から、甲1に掲載された「楽匠Zシリーズ」のベッドは、その機能(底板の背部の背上げ機能及び膝部の膝上げ機能、土台の傾斜機能)の組合せにより、本願商標と同一の立体的形状をとることができることが認められる。

(イ) 原告の単品カタログ(甲2)には、1枚目に「誕生・楽匠Z」との記載がある「楽匠Zシリーズ」の商品カタログである。

甲2の5枚目の「ベッドが10°傾くと傾斜がとまり、さらに上体を起こします。」との説明の下にマットレス付きベッドの上に仰向けになった人の図を被写体とする写真は、甲1の4枚目の「03:ベッドが10°傾くと傾斜がとまり、さらに上体を起こします。」との説明が付された写真と同一であること、甲2の9枚目の下部左側にマットレス付きベッドの上に仰向けに

なった人を被写体とする写真は、甲1の3枚目の④の写真と同一であることが認められる。

また、甲2の各写真から、上記ベッドは、ヘッドボード及びフットボードの上部左右に穴が設けられ、土台の枠体及びフットボードの一部に木目調の模様があること、フットボードの木目調の模様がある箇所には収納カバーが設置されていることが認められる。

一方で、甲2には、別紙1の下部の写真と同様の構図（斜視図）の写真は掲載されていないが、甲2掲載のマットレス付きベッドの上記各写真から、当該マットレス付きベッドの斜視図の形状は、別紙1の下部の写真と同様の形状であることを推察できる。

以上を総合すると、甲2から、甲2に掲載された「楽匠Zシリーズ」のベッドは、その機能（底板の背部の背上げ機能及び膝部の膝上げ機能、土台の傾斜機能）の組合せにより、本願商標と同一の立体的形状をとることができることが認められる。

そして、甲3、甲6の2、3によれば、甲1及び2に掲載されたベッドは、「楽匠Zシリーズ」のうちの「楽匠Z」の「セーフティラウンドボード（樹脂製・木目調）」というタイプの電動介護用ベッド（原告ベッド）であることが認められる。

(ウ) 前記(ア)及び(イ)によれば、原告ベッドにマットレスを着設した商品（マットレス付き原告ベッド）は、原告ベッドの機能（底板の背部の背上げ機能及び膝部の膝上げ機能、土台の傾斜機能）により、本願商標と同一の形状をとることができることが認められるから、本願商標を付した商品であるものと認められる。

したがって、マットレス付き原告ベッドは、本願商標の使用商品である。

## (2) 本願商標の使用による識別力の獲得について

### ア 認定事実

証拠（甲1ないし6、8ないし25、32、34ないし37（枝番号のあるものは、いずれも枝番号を含む。））及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

#### (ア) 「楽匠Zシリーズ」の販売及び販売実績

原告は、平成26年1月6日から、マットレス付き原告ベッドを含む「楽匠Zシリーズ」の商品を販売している。その販売地域は、東京本社及び全国8支店（札幌支店、仙台支店、さいたま支店、横浜支店、名古屋支店、大阪支店、広島支店、福岡支店）等の販売店網を通じて、全国主要都市に及んでいる。東京本社及び全国8支店には、ショールームが設置されている。

平成26年1月6日から平成30年5月31日までの間の原告ベッドの販売数量は、平成25年度（平成26年1月6日から3月末までの間）は1万8693台、平成26年度は4万7205台、平成27年度は3万1995台、平成28年度は2万1615台、平成29年度は1万6543台、平成

30年度（平成30年4月1日から5月31日までの間）は2494台の合計13万8545台（甲32の1）である。「楽匠Zシリーズ」用のマットレスは、オプション商品であり、原告ベッドとセットで販売される場合と別売りされる場合がある。

(イ) 新聞及び雑誌による広告宣伝

原告は、平成25年11月から平成30年3月までの間、全国紙3紙（読売新聞、朝日新聞及び日本経済新聞）、業界新聞（シルバー新報、シルバー産業新聞、福祉用具の日しんぶん）等、月刊誌（日経ヘルスケア等）において、マットレス付き原告ベッドを含む「楽匠Zシリーズ」の商品の広告宣伝を行った。

これらの新聞広告には、①人が横たわっている、マットレス、枕及び掛け布団を設置した、底板及び土台が頭側に傾斜した状態のマットレス付きベッドを表したB商標（甲11の66、甲13の2、4、6、8、10、12、14、16、18、21、23ないし61等）、②マットレス、枕及び掛け布団を設置した、土台が頭側に傾斜し、底板の背部が立ち上がった状態のマットレス付きベッドを表したD商標（甲11の1ないし65、67ないし82、甲12の1ないし16、甲13の1、3、5、7、9、11、13、15、17、19、20、22、甲15の1、3、5、7、9、10、12、14ないし16、18、19等）、③マットレス及び枕を設置した、土台が頭側に傾斜し、底板の背部が立ち上がった状態のベッドに人が枕に頭をのせ、背中を付けて座っているマットレス付きベッドを表したE商標（甲15の2、4、6、8、13、17等）の写真が掲載されている。

また、雑誌の広告には、D商標（甲19の1ないし8、甲20の1、2）及びE商標（甲18の2、3）の写真が掲載されている。

このほか、マットレスの設置されていない、土台が頭側に傾斜し、底板の背部が立ち上がった状態のベッドを表したA商標が新聞（甲14の1）及び雑誌（甲16の1、3）に掲載されている。

(ウ) テレビCMによる広告宣伝

原告は、平成25年11月から平成30年3月までの間、テレビ朝日、テレビ東京、フジテレビ、BS-TBS等で、マットレス付き原告ベッドを含む「楽匠Zシリーズ」の商品のテレビCMによる広告宣伝を行った。

上記テレビCMは、「生きる姿勢編」（甲21）及び「背中の手編」（甲22）の2種類があり、いずれも介護ベッドを利用する利用者や介護者等の様子を写したCMである。

「生きる姿勢編」には、マットレスの足元側にカバーをつけたマットレス付きベッドにおいて、土台が水平で、土台が頭側に傾斜した状態、底板及び土台が頭側に傾斜した状態、土台が頭側に傾斜し、底板の背部が立ち上がった状態を表したF商標の画像が表示されている。また、「背中の手編」（甲22）は、土台が頭側に傾斜し、底板の背部が立ち上がった状態のマットレ

ス付きベッドを表した標章の画像が表示されている。

(エ) アンケート調査

本件アンケート（甲36, 37）は、原告がインテージに依頼して、平成30年7月3日から5日までの3日間に、福祉用具レンタル卸業者、貸与業者及び販売業者、ケアマネージャー（介護支援専門員）、福祉用具鑑定士、福祉用具プランナー等を対象者（合計522名）、「楽匠Z」を調査対象商品として実施された、「介護用ベッドの立体商標」に関するインターネット調査である。

調査項目のうち、第4問は、「在宅介護や介護施設などで使われる介護用ベッドです。」の説明とともに、別紙1の本願商標の中央及び下部の2枚の写真の画像を示した、「Q4 この写真を見て、あなたが思い浮かべるメーカー名またはブランド名をお答えください。」との質問、第5問は、上記説明とともに、上記2枚の写真の画像を示した、「Q5 この写真を見て、あなたが思い浮かべる商品名（製品名）をお答えください。」との質問である。

本件アンケートの結果（有効回答数362, 回収率69.30%）、第4問及び第5問のいずれかの正答率は64.6%、福祉用具の選定者（母数は上記有効回答数のうちの319）に限定した第4問及び第5問のいずれかの正答率は66.5%であった。

イ 検討

(ア) 本願の指定商品（「介護用マットレス、介護用ベッド、介護用マットレス付きベッド」）の需要者は、介護用品の取引者、介護用品の利用者及びその家族、介護福祉関係者等であることが認められる。

この点について原告は、マットレス付き原告ベッドは、その流通形態からすると、製造業者（原告）と福祉用具レンタル事業者との事業者間で売買される商品であるから、その需要者は、福祉用具レンタル事業者等の事業者に限定され、一般需要者は含まれない旨主張する。

しかしながら、原告の主張を前提としても、福祉用具レンタル事業者からレンタルを受けてマットレス付き原告ベッドを利用するのは、一般の介護用品の利用者であり、介護用品の利用者及びその家族等は需要者に含まれるというべきであるから、原告の上記主張は採用することができない。

(イ) 前記(1)イ(ウ)認定のとおり、マットレス付き原告ベッドは、原告ベッドの機能（底板の背部の背上げ機能及び膝部の膝上げ機能、土台の傾斜機能）の組合せにより、本願商標と同一の形状をとることができることからすると、マットレス付き原告ベッドの購入者又は利用者は、その使用時に、本願商標と同一の形状又は社会通念上同一の形状を認識する機会があり得るものといえる。

しかしながら、本願商標は、別紙1記載のとおり、ベッドの土台が、頭側を上にして傾斜し、ベッドの底板が、頭側を上にして足側にかけて全体としてS字状に屈曲し、背部が立ち上がり、腰部から足部にかけての中間の膝部

が起伏し、かつ、頭側の端部がヘッドボードの上端部の右方に近接して位置した形状であり、マットレス付き原告ベッドを本願商標と同一の形状とするには、原告ベッドの上記機能を組み合わせ、土台の傾斜角度、底板の背部の立ち上げ角度及び膝部の起伏の高さなどを調節して設定する必要があること、マットレス付き原告ベッドの利用者は、通常は、マットレスの上に布団をかけた状態で原告ベッドを使用することに照らすと、マットレス付き原告ベッドの購入者又は利用者は、その使用時に、本願商標と同一の形状又は社会通念上同一の形状を認識する機会が多いものとは認められないし、また、その形状を認識したとしても、それが印象に残ることは少ないものと認められる。

さらに、原告は、本社及び全国8支店のショールームに原告の総合カタログ（甲1）及び単品カタログ（甲2）を常備し、マットレス付き原告ベッドを展示して、販売活動を行っていること（甲5、弁論の全趣旨）に照らすと、マットレス付き原告ベッドの購入者は、その購入の際に、総合カタログ及び単品カタログに接することがあり得るものと認められるが、総合カタログ及び単品カタログには、別紙1の下部の写真と同様の構図（斜視図）の写真は掲載されていないため、総合カタログ及び単品カタログのみから、本願商標と同一の形状を認識することはできない。また、上記ショールームにおいてマットレス付き原告ベッドが本願商標と同一の形状で展示されていたことを認めるに足りる証拠はない。

(ウ) マットレス付き原告ベッドを含む「楽匠Zシリーズ」の商品の新聞広告及び雑誌広告には、①人が横たわっている、マットレス、枕及び掛け布団を設置した、底板及び土台が頭側に傾斜した状態のマットレス付きベッドを表したB商標、②マットレス、枕及び掛け布団を設置した、土台が頭側に傾斜し、底板の背部が立ち上がった状態のマットレス付きベッドを表したD商標、③マットレス及び枕を設置した、土台が頭側に傾斜し、底板の背部が立ち上がった状態のベッドに人が枕に頭をのせ、背中を付けて座っているマットレス付きベッドを表したE商標の写真が掲載されていることは、前記ア(イ)認定のとおりである。

しかしながら、これらのB商標、D商標及びE商標の写真は、人、枕及び掛け布団が写されている部分を除いても、別紙1記載の本願商標の形状の写真と一致しないことに照らすと、B商標、D商標及びE商標を掲載した新聞広告及び雑誌広告から、本願商標と同一の形状又は社会通念上同一の形状を認識することはできないものと認められる。

また、同様に、マットレスの設置されていない、土台が頭側に傾斜し、底板の背部が立ち上がった状態のベッドを表したA商標が掲載された新聞及び雑誌から、本願商標と同一の形状又は社会通念上同一の形状を認識することはできないものと認められる。

次に、マットレス付き原告ベッドを含む「楽匠Zシリーズ」の商品のテレ

ビCMには、マットレスの足元側にカバーをつけたマットレス付きベッドにおいて、土台が水平で、土台が頭側に傾斜した状態、底板及び土台が頭側に傾斜した状態、土台が頭側に傾斜し、底板の背部が立ち上がった状態を表したF商標の画像、土台が頭側に傾斜し、底板の背部が立ち上がった状態のマットレス付きベッドを表した標章の画像が表示されていることは、前記ア(ウ)認定のとおりである。

しかしながら、これらのF商標及び上記標章の画像は、マットレスの足元側のカバーが写されている部分を除いても、別紙1記載の本願商標の形状の写真と一致しないことに照らすと、F商標及び上記標章が表示されたテレビCMから、本願商標と同一の形状又は社会通念上同一の形状を認識することはできないものと認められる。

(エ) 前記ア(エ)のとおり、本件アンケートは、福祉用具レンタル卸業者、貸与業者及び販売業者、ケアマネージャー（介護支援専門員）、福祉用具鑑定士、福祉用具プランナー等を対象者とするものであり、介護用品の利用者及びその家族等の一般需要者が対象者に含まれていないから、本件アンケートの結果は、需要者（前記(ア)）の認識を適切に反映したものとは認められない。

(オ) 以上によれば、原告によるマットレス付き原告ベッドの販売（前記ア(ア)）、新聞広告、雑誌広告及びテレビCMによる広告宣伝（前記ア(イ)、(ウ)）、本件アンケートの結果（前記ア(エ)）を総合考慮しても、本件審決時（審決日平成30年3月22日）までに、本願商標が、マットレス付き原告ベッドを表示するものとして、需要者の間に広く認識されるに至ったものと認めることはできない。

したがって、本願商標は、マットレス付き原告ベッドについて、「使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができるもの」（商標法3条2項）に該当するものとはいえない。

ウ 原告の主張について

原告は、①本願商標は、極めて斬新で特徴的な形状（「傾斜ベッド」と「フットボード」の形状）を有しており、その特徴的な形状は、強く需要者の目を引くこと、②本願商標の使用商品（マットレス付き原告ベッド）は、発売後短期間に多数の販売実績を上げていること、③積極的、集中的かつ商品形状の露出を前面に押し出した効果的な本願商標の使用商品の宣伝活動とも相まって、需要者である福祉用具レンタル事業者において、本願商標の特徴的な形状は、印象的かつ鮮明に記憶され、その特徴的な形状自体が原告の出所を表示する標識として認識されるに至っており、このことは、本件アンケート調査の結果によって裏打ちされていることからすると、本願商標は、本願商標の使用商品について、「使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができるもの」（商標法3条2項）に該当すると主張する。



しかしながら、上記①のうちの「傾斜ベッド」の形状とは、土台の傾斜機能により、フットボード側が低くなった形状をいうものであるところ、原告が述べるように土台の傾斜機能は従来の介護用ベッドにない機能であるとしても、本願商標の構成全体の中で土台が傾斜した形状が強く需要者の印象に残るものとは認められない。また、上記①のうちの「フットボード」の形状とは、樹脂製のボードを採用し、全体に丸みをつけて、ボードの上端がつかまりやすいグリップ形状となっている点及び外側に「収納カバー」が設けられ、木目調のシートが貼ってある点をいうものであるところ、グリップできるように、フットボードの上部左右に穴を設けた形状及びフットボードの一部に木目調の模様がある形状は、他の介護用ベッドにおいても採用されている形状又は装飾であって（乙4ないし6, 14, 15）、いずれも独特なものとはいえず、強く需要者の目を引くものとは認められない。

そして、マットレス付き原告ベッドの販売実績及び広告宣伝、本件アンケートの結果を総合考慮しても、本件審決時（審決日平成30年3月22日）までに、本願商標が、マットレス付き原告ベッドを表示するものとして、需要者の間に広く認識されるに至ったものと認めることはできないことは、前記イ(オ)で説示したとおりである。

したがって、原告の上記主張は、理由がない。

### (3) 本願商標の使用商品と本願の指定商品との同一性について

原告は、本件審決は、原告の使用商標に係る商品は、本願の指定商品である「介護用マットレス」、「介護用ベッド」及び「介護用マットレス付きベッド」と同一とはいえない旨判断したが、平成29年9月29日付け審尋（甲31）に係る同年11月8日付け回答書（乙16）で、本願商標の指定商品について「マットレス付き介護用ベッド」をより簡潔で上位概念的な表示である「介護用ベッド」に補正することを希望したのに対し、審判合議体は、補正の許否及び指定商品を「介護用ベッド」とすべきか、「マットレス付き介護用ベッド」とすべきかについての判断を怠り、原告に対して最終的な指定商品の補正の機会を与えることなく、本件審決を行ったから、本件審決の上記判断には、審理不尽があるなどとして、上記判断は誤りである旨主張する。

しかしながら、商標登録出願をした者は、事件が審査、登録異議の申立てについての審理、審判又は再審に係属している間は、手続の補正をすることができ（商標法68条の40第1項）、手続の補正をするには、手続補正書を提出しなければならないところ（同法77条2項で準用する特許法17条4項）、上記回答書は手続補正書に該当するものと認めることはできないし、他に原告が本願の審査及び本件審判が係属している間に本願の指定商品の補正を求める手続補正書を提出したことを認めることはできない。

したがって、原告の上記主張は、その前提において、理由がない。

### (4) 小括

以上によれば、本願商標は商標法3条2項に該当しないとした本件審決の判

断に誤りはないから、原告主張の取消事由は理由がない。

## 2 結論

以上のとおり、原告主張の取消事由は理由がなく、本件審決にこれを取り消すべき違法は認められない。

したがって、原告の請求は棄却されるべきものである。

### 【論 評】

1. 特許法又は実用新案法の保護対象となり得るような、いろいろな新機能を有する物品を、商標法の保護対象とすると考えることは、奇妙なアイディアであり、筆者の頭脳の中には全く起こり得ない現象である。

ところが、本件出願人は、別紙1記載の図面代用写真に見られるマットレス付ベッドの立体的形状について、「介護用ベッド」を指定商品として商標登録出願をしたのである。

2. そこで、出願人がこのような商品の立体的形状をその指定商品について使用した場合に、需要者が何人の業務に係る商品であるかを認識することができるかについて検討したところ、新聞・雑誌の広告やTVCMによる広告宣伝、アンケート結果を総合考慮しても、本願商標が「マットレス付原告ベッド」を表示するものとして、需要者間に周知になったものである、と認めることはできない（法3条2項）、と裁判所は判示したのである。

3. さらに、裁判所は、本願商標の使用商品と本願の指定商品との同一性の問題について、原告（出願人）は審判請求中に、指定商品を、「マットレス付介護用ベッド」を「介護用ベッド」に補正することを希望したのに、補正の機会を与えることなく審決をしたから、審理不尽による判断の誤りがあると主張したことに対しては、原告は現に審判請求中に手続補正書を自発提出することができたのにそれをしていないから、原告の主張には理由がないと判示したのである。

4. いずれにしても、本件判決は、本願商標は商標法3条2項には該当しないとした本件審決の判断に誤りはないとしたことは、妥当である。

それよりも思うことは、このような製品自体の機能による変形体を、立体商標の立法時には想定していた立体的形状といえるのかは疑問であり、適用の限界を超えているものであると考えられないのだろうか。そのためには、法2条1項に規定する「立体的形状」の定義について再検討する余地があるだろう。

同じ立体商標の事例でも、「ランプシェード事件」（F-75）と対比して考えてみてはどうだろうか。

[牛木 理一]

(別紙1)



(別紙 2)

1 A商標



2 B商標



3 C商標



4 D商標



5 E商標



6 F商標

